

千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」要領

1 目的

この要領は、千葉県表彰規則（平成19年6月29日千葉県規則第70号）及び千葉県表彰事務取扱要綱（平成19年6月29日総第215号総務部長通知）に基づく千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 趣旨

県内の事業所数の大部分を占める中小企業（小規模企業を含む。以下この項目内において同じ。）は、本県経済の活力の源泉であり、厳しい経営環境を克服して継続・発展していくことが、地域経済はもとより地域社会の元気のためにも不可欠である。

そこで、積極的な事業展開による地域経済活性化への貢献、様々な地域活動への取組など、それぞれの方法で地域貢献を続けてきた中小企業や、そうした中小企業にあって長年にわたり地道に努力を続けてきた従業員といった、地域に欠くことのできない存在となっているものを表彰することにより、中小企業やその従業員の励みとし、もって、地域に生き、地域を支える中小企業の持続的な発展を図る。

3 表彰対象・受賞資格

(1) 表彰対象及び受賞資格は次のとおりとする。

ア 中小企業・小規模企業表彰

県内で10年以上の経営実績があり、常に経営努力を重ね、業界と地域の発展に貢献している中小企業・小規模企業

イ 商店街表彰

長年にわたり商店街の振興、発展に取り組み、地域の活性化に貢献している商店街（任意団体である商店会等を含む。）

ウ 従業員表彰

県内の中小企業・小規模企業の事務所に勤務する成績優秀、他の模範となる従業員で、次のいずれかに該当する者

(ア) 中小企業・小規模企業に通算して30年以上勤務し、概ね50歳以上の者

(イ) 勤務年数及び年齢に関わらず、先駆的な活動、めざましい活躍などにより功績が特に顕著な者

(2) (1)の中小企業とは、次に掲げるものをいう。

ア 小売業の場合

資本金 5,000 万円以下又は常時従業員数 50 人以下

イ サービス業の場合

資本金 5,000 万円以下又は常時従業員数 100 人以下

ウ 卸売業の場合

資本金 1 億円以下又は常時従業員数 100 人以下

エ 製造業、建設業、運輸業その他の場合

資本金 3 億円以下又は常時従業員数 300 人以下

(3) (1)の小規模企業とは、次に掲げるものをいう。

おおむね常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人)以下の事業者

4 表彰基準

表彰の基準は次のとおりとし、それぞれの表彰に掲げる要件の1以上を満たすものとする。ただし、ウの従業員表彰については、3の表彰対象・受賞資格(1)ウ(ア)に該当する者にあつては、(ウ)及び(エ)の要件をすべて満たし、かつ、(ア)及び(イ)の要件のうち1以上を満たすものとし、3の表彰対象・受賞資格(1)ウ(イ)に該当する者にあつては、(ウ)、(エ)及び(オ)の要件をすべて満たし、かつ、(ア)及び(イ)の要件のうち1以上を満たすものとする。

ア 中小企業・小規模企業表彰

- (ア) 経営管理の効率化、経営技術等の向上に積極的に取り組んでいること
- (イ) 新製品及び新技術の開発、販路拡張に取り組んでいること
- (ウ) 従業員の福祉の向上に努めていること
- (エ) 共同研究等への積極的な参加など、産学官等のプロジェクトの推進に貢献していること
- (オ) 地域のコミュニティが行う行事への積極的参画、地域の環境美化活動の推進など、地域の活性化に貢献していること
- (カ) 学校との連携による職場体験の受入れを行うなど、将来の人材育成に積極的に取り組んでいること
- (キ) 関係業界等の活動に協力し、業界の健全なる発展に寄与していること

イ 商店街表彰

- (ア) 商店街の活性化に向けた諸活動の推進に商店街全体で積極的に取り組んでいること
- (イ) 地域住民との交流の推進、地域コミュニティとの連携等を通じ、商店街として地域の活性化に貢献していること

ウ 従業員表彰

- (ア) 専心その業務に励み、勤務成績が優秀な者
- (イ) 研究心旺盛で、かつ技術に優れ、他の模範となる者
- (ウ) 会社の役員、個人企業の共同経営者でない者
- (エ) これまでに、同一の功績による知事表彰を受けていない者
- (オ) 地域に生き、地域を支える中小企業・小規模企業の持続的な発展に寄与する取組みで中核となる役割を担い、特に顕著な功績が認められる者

5 被表彰者数

毎年度の被表彰者数については、次のとおりとする。

- ア 中小企業・小規模企業表彰 12社以内
- イ 商店街表彰 3団体以内
- ウ 従業員表彰 12人以内

6 関係団体の推薦

- (1) 千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、千葉県中小企業家同友会、千葉県経営品質協議会及び千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会は、4の表彰基準に該当し、かつ適正であると認める者があるときは、表彰候補者として知事へ推薦する。
- (2) 表彰候補者の推薦は、2(1)の表彰対象の別に応じ、別記様式による調書を作成し、必要書類を添え知事に提出して行うものとする。

7 選考

- (1) 6(1)に規定する団体から推薦のあった表彰候補者から被表彰者を選考するため、選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会の設置については、別に定める。

8 被表彰者の決定

知事は、選考委員会の決定に基づき被表彰者を決定する。

9 表彰の時期

表彰は、毎年度に1回行う。

10 表彰の方法

表彰は、表彰状又は記念品を授与して行う。

11 事務

本表彰に関する事務は、商工労働部経済政策課において行う。

12 委任

この要領に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月24日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年5月28日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年4月27日から施行する。